別表1

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業名 | 事業内容 | 事業主体 | 補助率 | 採択基準 |
| 水産強化支援事業 | 水産業強化対策整備交付金事業 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記７）第３経営構造改善目標　２漁業共同利用施設の整備関係　（１）メニューの内容に掲げる対象施設 | 市町村・漁協等 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記７）第３経営構造改善目標　２漁業共同利用施設の整備関係　（１）メニューの内容に掲げる交付率 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱別表１のⅤ水産業強化対策整備交付金に掲げる採択基準 |
| 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 | 一般災害 | 〃 | 2／10 | 1箇所あたりの工事費40万円以上  耐用年数×1.4倍を経過していない施設 |
|  |  | 激甚災害（告示地域） | 〃 | 40万円までの部分  4／10  40万円を超える部分  9／10 | 1箇所あたりの工事費13万円以上  耐用年数×1.4倍を経過していない施設 |
|  |  | 激甚災害（その他の地域） | 〃 | 40万円までの部分  3／10  40万円を超える部分  5／10 | 1箇所あたりの工事費40万円以上  耐用年数×1.4倍を経過していない施設 |
| 水産業競争力強化緊急事業 | 水産業競争力強化緊急施設整備事業 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（別記８）の別表に記載の対象施設 | 市町村・水産業協同組合・水産業の発展を目的とする団体又は法人 | 1／2以内  （防災対策関係施設については、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条に定める津波避難対策緊急事業計画に基づき実施する事業により整備される施設については2/3） | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱別表１のⅦ水産業競争力強化緊急施設整備事業に掲げる採択基準 |
| 水産多面的機能発揮対策交付金 | 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業 | 市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部 | 市町村 | 定額 |  |
| 特認事業 | その他知事が特に認める事業 |  | 〃 | 上記の補助率に準じる |  |
| 農山漁村地域整備交付金 | 海岸保全施設整備事業 | 市町村が行う漁港区域に係る海岸保全施設整備（高潮対策、侵食対策、海岸耐震対策）、津波・高潮危機管理対策、海岸環境整備に関する事業 | 市町村 | 1／2以内 | 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）による |
| 水産業成長産業化事業 | 養殖業新規参入補助事業（資機材導入費補助） | 水産業成長産業化事業実施要領第2の5別表の経費 | 漁業者、漁協・漁連又は養殖業を実施しようとする法人 | 1／2以内  (上限250万円) | 水産業成長産業化事業実施要領第2の6に掲げる要件 |
| 養殖業新規参入補助事業（調査・研究費補助） | 〃 | 〃 | 1／2以内  (上限50万円) | 〃 |
| 海業取組促進事業 | 海業取組促進事業 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について第2の10に関する事業 | 市町村・漁協等 | 定額 | 水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱別表１のⅫ海業取組促進事業に掲げる採択基準 |

別表2

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 事業名 | 重要な変更 | |
| 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 水産業強化支援事業 | 水産業強化対策整備交付金事業 | 事業費の増額変更 | 1.事業の中止又は廃止  2.国庫事業に係る成果目標の新設、変更及び廃止  3.事業実施主体の変更  4.附帯事業費の新設又は廃止 |
| 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 |  |  | 1.工種の変更に伴うもの  2.施行箇所の変更に伴うもの  3.農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更に伴うもの  4.その他農林水産大臣が別に定める変更に伴うもの |
| 水産業競争力強化緊急事業 | 水産業競争力強化緊急施設整備事業 | 事業費の３割を超える変更又は国費の増額を伴う変更 | 1.事業の中止又は廃止  2.管理主体の変更  3.施行箇所及び設置場所の変更  4. 施設等の新設又は廃止 |
| 水産多面的機能発揮対策交付金 | 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業 |  |  |
| 特認事業 | その他知事が特に認める事業に要する経費 |  |  |
| 農山漁村地域整備交付金 | 海岸保全施設整備事業 | 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱第７に掲げる軽微な変更以外の変更を言う | 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱第７に掲げる軽微な変更以外の変更を言う |
| 水産業成長産業化事業 | 養殖業新規参入補助事業 |  | 事業の中止又は廃止 |
| 海業取組促進事業 | 海業取組促進事業 | 国費の増額を伴う変更 | 1.事業の中止又は廃止  2.事業実施主体の変更 |

別表3

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | | | 処分制限  期間（年） |
| 施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 導流施設設備  漁場造成施設設備  のり漁場造成施設設備  わかめ人工採苗施設設備  のり・人工採苗設備  保護水面管理施設設備  水産種苗供給施設設備 | 護岸  消波堤  防波潜堤  パイル保全施設  建物  水中カメラ  採泥器  潜水器  監視室  作業所  餌料保管冷蔵施設  飼育池  種苗センター  貯水タンク  燃油貯蔵タンク  動力ポンプ | 鋼製  鉄筋コンクリート造  ブロック造  鋼製  鉄筋コンクリート造  ブロック造  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  木造  木骨モルタル造  木造  モルタル造  簡易木造  ブロック造  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下のもの  木造  鉄筋コンクリート造  ブロック造  鉄筋コンクリート造  コンクリート造  網囲い式  木製生けす  網仕切（金網）  網仕切（漁網）  小割網  木造  鋼板製  鋼鉄製のもの | 25  41  30  25  38  34  31  15  14  5  5  3  15  14  7  34  31  24  15  24  22  30  15  5  5  5  5  5  15  15  15  8 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | | | 処分制限  期間（年） |
| 施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| ふ化養殖用施設設備  漁具倉庫施設  荷さばき施設  水産物産地流通加工  冷蔵庫施設設備 | ボイラー  コンプレッサー  発電機  ウインチ  フォークリフト  発電機  飼育場  建物  建物  汚水処理施設  海水浄化施設  水揚機械  駐車場  冷蔵倉庫  機械設備 | コンクリート造  木造  鉄筋コンクリート造  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下のもの  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  木造  木骨モルタル造  鉄筋コンクリート造  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下のもの  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  木造  木造モルタル造  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  鉄筋コンクリート造  金属造  アスファルト敷  鉄筋コンクリート造 | 8  8  8  7  4 8  15 7  38  31  24  17 15 14  38  31 25  19 17 15  31 30 14 10 10 24 12 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | | | 処分制限  期間（年） |
| 施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 魚かす製造施設設備  魚体処理施設設備  出荷調整施設設備  沿岸漁民研修施設設備  稚魚飼育用設備  陸上種苗生産施設設備 | 建物  作業所  機械設備  建物  機械設備  蓄養池  研修所  揚水ポンプ  斜流ポンプ  動力チョッパー  餌料培養棟  淡水貯水そう  海水貯水そう  稚魚池上屋  餌料培養池上屋  餌料培養池  稚魚池  親魚池 | 金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の  　もの  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  金属造  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下もの  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の  　もの  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの    コンクリート造  鉄筋コンクリート造  ブロック造  木造  鉄筋コンクリート造  コンクリート造  コンクリート造  金属造  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  金属造  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  コンクリート造  コンクリート造  コンクリート造 | 31  24  17  24  8  31  24  17  8  15  50  41  24  8  8  8  38  20  19  19  15  15  15 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | | | 処分制限  期間（年） |
| 施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 陸上管理運営施設設備  海上種苗生産施設設備  その他附帯施設設備  種苗供給等施設設備 | 海水ろ過装置  餌料培養タンク    管理棟  作業棟  機械棟  車庫  冷蔵倉庫  倉庫  生けす  海上いかだ  発電設備室  ポンプ室・ボイラー室  発電設備  変電設備  配電設備  海水取水設備  海水排水路  門扉囲障  送気設備  ポンプ設備  ボイラー設備  井戸  浮消波堤  管理事務所  研修所 | 鉄筋コンクリート造  鉄筋コンクリート造  鉄筋コンクリート造  鉄筋コンクリート造  鉄筋コンクリート造  金属造  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  網囲い式  鋼製  鉄筋コンクリート造  金属造  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の  　もの  鋼管  コンクリート造  FRP製  ブロック造  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の  　もの  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  木造  木骨モルタル造 | 7  3  50  38  38  38  24  17  5  5  38  25  15  15  15  15  15  15  15  15  15  10  10  41  38  30  22  24  22 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 処分制限財産の名称等 | | | 処分制限  期間（年） |
| 施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| 鮮活魚運搬設備  漁業近代化施設設備  集約養魚施設  産卵場造成施設設備  繁殖場造成施設設備  区画養殖施設設備  加工施設設備 | 作業室  研修所  倉庫  ふ化室  機械室  養魚池上屋  養魚池  注排水路  取集水設備  原動機  調じ機  揚水ポンプ  活魚輸送船  冷蔵自動車  貨物自動車  通信施設  漁業指導取締船  魚群探知機  船外機  生けす施設  産卵床  動力耕うん機  繁殖場  養殖池  建物  加工機械 | ブロック造  金属造  　骨格材の肉厚が4㎜を超えるもの  　骨格材の肉厚が3㎜を超え4㎜以下の  　もの  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  木造  木骨モルタル造  金属造  　骨格材の肉厚が3㎜以下のもの  コンクリート造  コンクリート造  木造  コンクリート造  木造  木造無動力船  木造動力船  総排気量0.5ℓ以下のもの  木造動力船  主たる構造が竹製のもの  その他のもの  コンクリート造  ブロック造  木造  木造  木造モルタル造 | 34  31  24  17  15  14  19  15  15  7  15  7  8  8  8  8  6  4  3  9  6  5  5  5  5  15  7  15  7  17  15  8 |
| 処分制限財産の名称等 | | | 処分制限  期間（年） |
| 施設設備等名 | 財産名 | 構造規格等 |
| その他 | 一件あたりの取得の金額が5万円以上のもの | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例による。 |  |

別表4

|  |  |
| --- | --- |
| 暴力団排除照会を省略できる「特定の公共団体など」 | |
| １ | 独立行政法人 | |
| ２ | 国立大学法人 | |
| ３ | 特殊法人（特殊会社） | |
| ４ | 地方独立行政法人 | |
| ５ | 公立大学法人 | |
| ６ | 公益社団／財団法人 | |
| ７ | 認定／特例認定　特定非営利活動法人 | |